

# 妥協案の奏功

## 特例的運用により設置したパッケージ型消火設備の奏功事例

春日井市消防本部予防課査察指導担当主査(違反処理) 長江 立

本稿は、本誌2019年11月号P.45掲載写真の事例について詳述したものである。

「屋内消火栓設備の設置しかない。無窓階にパッケージ型消火設備は設置できないから。」

「パッケージ型消火設備は指導基準どおりの設置しか認めない。」

「電動シャッターを開口部として認めるなんてありえない妥協案だ。」

違反処理を始めた頃の考えである。

この考え方では結果的に、対象物を全焼に至らしていたかもしれない。

そんな建物火災が昨年に発生したので、違反の覚知とその後の顛末を簡単に紹介する。

約13年間違反が継続しており、最後に予防課が追跡調査をした、わずか4日後に発生した火災である。

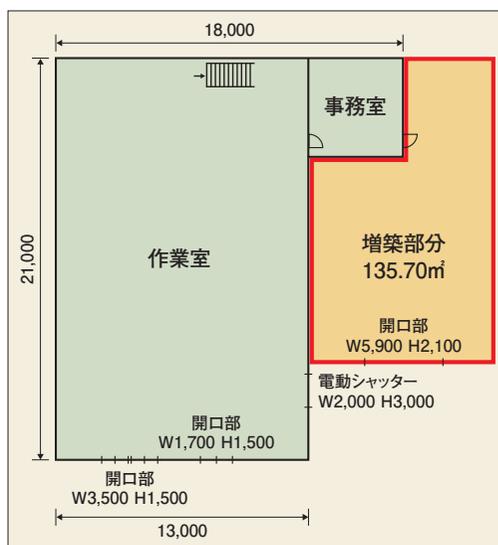
### 防火対象物の概要

用途：(12)項イ 工場

構造・規模：鉄骨造その他構造／地上3階建て



違反対象物の外観



1階平面図(赤枠内が増築部分)

延べ床面積：815.18㎡(建築当時)

建築年：平成2年

### 主な違反事項

建物全体への屋内消火栓設備の未設置違反。建物1階の増築に伴い、その他構造かつ無窓階となり、倍読み規定の適用除外となったもの。

### 是正指導の経過(現場の実動隊による指導)

○平成16年11月5日 東出張所による立入検査時に、建物東側の増築により簡易耐火構造であった建物全体がその他構造となり、屋内消火栓設備未設置となることを確認する。通知書を交付し、改修計画報告書の提出を求める。

○平成22年9月17日 東出張所通常査察にて再度同様の違反を指摘し、通知書を交付、改修計画報告書の提出を求める。

○平成24年10月24日 追跡調査により、違反の継続を確認する。

○平成25年8月26日 追跡調査により、違反の継続を確認する。予防課と調整し、改修計画報告書を提出するよう指導する。

### 予防課による指導

○平成25年11月6日 予防課(当時の調査担当)にて現地調査を実施し、改修方法を提案。各階にパッケージ型消火設備を設置する方法とした。

しかし、1階部分は電動シャッターがあり、現在の状況では無窓階となるため、手動シャッターに交換しなければパッケージ型消火設備の設置はできない旨を説明した。

○平成30年4月18日 予防課(違反処理担当)にて追跡調査を実施。関係者から予算の都合で、改修ができていない旨を聴取する。

電動シャッターは操業中は常に開放しており、就業後は無人となることを条件に、有効開口部として扱い、パッケージ型消火設備の設置を認める方針を決定する。

長期の違反となるため、平成30年5月末までに着工届が提出されなければ、警告書の交付、改修されなければ命令となる旨を説明した。

○平成30年4月26日 パッケージ型消火設備の着工届が予防課に提出されたため、違反処理は留保とする。

○平成30年5月24日 設備検査でパッケージ型消火設備の設置を確認。違反は是正された。



設置されたパッケージ型消火設備の状況

### 違反の再発と是正・火災の発生

○平成30年11月2日 消防署による立入検査時に、2階の有効開口部前に物が置かれ、無窓階になっていることを確認する。

既設のパッケージ型消火設備の設置は認められず、屋内消火栓未設置違反である旨を指摘する。

○平成31年1月8日 予防課の追跡調査により、2階の開口部前の物品が移動され、普通階となったことを確認。違反は是正された。

○平成31年1月12日 建物2階の休憩室から火災が発生。

消火器及びパッケージ型消火設備により初期消火が成功する。

### 奏功の背景

今回の奏功の背景には様々な要素がある。

1つ目は事業所側の法令順守に対する意識の変化である。平成27年から始まった違反処理改革に伴い、延べ100件近くの警告と5件の命令による違反処理をした結果、市内の事業所に「消防は違反に厳しい」という認識が、確実に浸透してきた。

実際、違反の覚知から13年以上未是正であったこの対象物は、「違反処理をする予防課」が来た日から、たったの1カ月で設備が設置され、是正された。これは偶然ではないはずだ。

2つ目は、こだわりを捨て、現実的な是正方法を選んだことである。

世の中には、こだわることで良いものや良い結果を生む例も多くあるが、今回は逆の話である。

「無窓階だから屋内消火栓設備を設置させる。」単純にこの方針を貫いていたら、火災発生時、そこに消火栓はあっただろうか？

違反処理を開始したとき、春日井市内には同様の違反対象物が160件以上も存在していた。1件1件の完璧な是正にこだわっていたら、他で手一杯になり、火災発生前に、本対象物の是正指導に着手することすらなかったであろう。

今回の事例は、過去の通知等を参考に、1階部分の電動シャッターを、操業中常に開放している扉であることを条件に有効開口部とした。

## ⊘ 違反是正



初期消火の状況(右は建物2階の休憩室)



2階部分を普通階として扱い、パッケージ型消火設備の設置を認めたものである。

この考えは、以前ではありえない「妥協案」であった。

しかし、その「妥協案」が早期の是正と、この奏功につながったことは、事実である。

既設であるこの物件に対し、「パッケージ型消火設備は指導基準どおりの設置しか認めない」「無窓階への設置は絶対に認めない」の一点張りでは、この物件自体の是正も遅れ、違反状態のまま火災となり、消火器だけの初期消火では全焼していたかもしれない。

### 「新築」と「既設(立入検査)」の特性の違い

消防同意は、期日に追われながらの審査が大変苦勞する点である。

しかし、まとまった資金がある上で確認申請をしてくる施主(実際のやりとりは建築士)に対し、「不同意を後ろ盾にした立場」から、紙面上での指導ができるのも事実だ。

一方、既設の対象物は、実際に何年も建物を使用しながら事業経営をしている関係者に対す

る、数年に一度の立入検査での指導である。

関係者は消防法規に関して明るくないことが多い。悪意のない増築を原因に、急に屋内消火栓を設置しろと言われても、資金調達と、操業しながらの改修工事は容易ではない。

そんな中、今までの立入検査では、消防同意の際と同じように、法律や指導基準への適合を求め、法律を盾に、違反だ、違反だとひたすら言い続けてきた。

もちろん、従前のように違反だと「言うだけ」でよしとするなら話は別であるが、私たちが是正させていかなければならないのは目の前にある現実であり、まだ融通の利く紙面上の段階の話ではないのである。

立入検査と違反是正は、新築同意の書類審査とは全く状況が違うのである。

### 「規制」から「是正」へ

違反処理をしていく中での苦悩は、関係者からの罵声や、折衝による心理的負担だけではなかった。

違反処理ができる時代と、できなかった時代

での方針の違いである。

「違反処理ができなかった時代」においては、私たちの業務遂行のベクトルが「是正」ではなく、「違反の指摘」に向かい、細かな違反を全て漏れなく指摘することが美徳であるという風潮すら醸成されていた。

「法律に精通し、軽微な違反も見逃さない。」

これが以前の予防課の最大の強みであった。指導基準どおり設置させ、見逃しや妥協は許さないといい時代である。

その時代の担当者の目には、今の違反処理担当者の「指導基準どおりでない設備の設置」や「特例の適用や代替設置」が、ありえないことに映るのも、無理はない。

しかし、違反処理が当たり前になった今、振り返れば当時の「駄目だ、違反だ」という、自称「厳しい規制」は、不服申し立てや取り消し訴訟などをされない、極めて安全な領域の中で行っている、「行政指導」だった。

私たちはそんな「安全地帯から石を投げる」ことをやめ、「現実的な是正」のために、後ろ髪を引かれながらも前に進んできたのである。

近年、このフェスク「違反是正」コーナーで「激動期」「旧時代」「革命」などの言葉が発信されているのは、どの消防本部も、組織内でこのような方針・考え方の違いがあり、それを乗り越えてきたからではないか？

「今までできなかったことを、できるようにする」「何度も失敗してきたことを、成功させる」ということは発想・方針を大きく変えるのと同義であり、このような組織内や自分自身の中での摩擦もある意味、当然なのかもしれない。

## 予防行政のやりがいとは？

従来のように、法律に照らし合わせ、違反だと「言うだけ」の予防行政に「やりがい」はあるのだろうか？

前例のない改修方法も、勇気を持って提案し、違反処理をしながら是正させていく予防課員と、その胆力もない、指摘するだけで保身に走る予防課員とでは、どちらが目指すべき姿なのか？

数年前まで、予防課が「誰も行きたくない職場」であったのは、当然なのかもしれない。

私たちは、法を盾に自分の立場を守るのではなく、法の下に目の前の現実を変えるため、「法律と現実の間の歯車」となるべきなのだ。

そこから生まれる「是正」や、この事例のような「奏功」は、火災・救急・救助現場にも劣らない、予防行政の「やりがい」である。

## 固定観念にとらわれず、結果を優先する

昨年秋に開催された、ラグビーワールドカップでの日本代表の活躍は記憶に新しい。

そんなチームも前々回の大会では、「日本代表は、外国人だらけだ」と世間に言われていた。

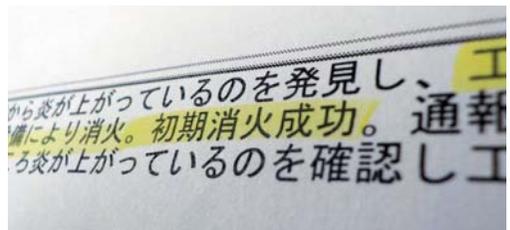
しかし、所属協会主義の世界で、わざわざ「日本人であること」にこだわり、他国出身の選手に代表資格を認めていなかったら、あの結果は出せたのだろうか？

開催国として「結果」のため、「国籍というこだわり」を持たないことが、「日本8強」という新聞の見出しを作り、世界中を沸かせる結果につながった一因ではないか？

現在、全国の消防本部では違反対象物の公表制度が続々と開始され、違反是正もまさに、結果が求められている時代である。

私たちは保身のための「言うだけ」の査察から前進し、固定観念を捨て、「是正」という結果を出さなければならない。

大成功のワールドカップの後、「外国人だらけ」と言う人はなくなったように、数年後には「それは妥協では？」という固定観念も、今回の事例のような「是正」や「奏功」に塗りつぶされていくはずである。



現場からの報告